

「酒類の地理的表示として伊丹（清酒）を指定する件（案）」に対する
意見募集の結果について

「酒類の地理的表示として伊丹（清酒）を指定する件（案）」について、令和6年9月19日から10月18日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計5通の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

御意見の全文は財務省地下一階閲覧窓口において閲覧に供します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0通
○ FAXによるもの	1通
○ インターネットによるもの	4通
合 計	5通

2 御意見及び国税庁の考え方
(別紙参照)